

戸別所得補償制度に関する意見の募集について

農林水産省では、平成23年度から導入する戸別所得補償制度の円滑な実施に向けて、平成22年度に全国規模で実証を行うモデル対策を予算要求しています。つきましては、11月10日までの間、戸別所得補償制度に関して、広く御意見を募集します。

1. お寄せいただきたい御意見

戸別所得補償制度に関する御意見

(農林水産省ホームページの添付資料「戸別所得補償制度に関するモデル対策の概要」をご参照願います。)

2. 御意見の提出期限

平成21年11月10日(火曜日) 正午必着 (郵送の場合も平成21年11月10日必着)

3. 御意見の提出方法

上記期限までに、インターネット、郵送又はファクシミリによりお寄せください。電話でのご意見の提出には対応いたしかねますので、予めご了承ください。

なお、提出する御意見は日本語で記入してください。

(1) インターネットでの提出

農林水産省ホームページの入力フォームより所定の事項を入力してください。

(2) 郵送での提出

農林水産省ホームページからダウンロードできる様式にて下部宛先まで郵送してください。

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省 大臣官房政策課 戸別所得補償制度推進チーム「意見募集担当」宛て

(3) ファクシミリでの提出

農林水産省ホームページからダウンロードできる様式にて下記FAX番号まで送信してください。

FAX番号：03-6744-1869

4. 留意事項

御意見の提出に際しては、所定の様式に従い簡潔に御記入ください。

記入いただいた提出者名(法人・団体の場合は、部署名及び担当者名についても記載)、住所(法人・団体の場合は所在地)、連絡先(電話番号、FAX番号、電子メールアドレス)は、提出いただいた御意見の内容に不明の点があった場合等の連絡・確認のために使用いたします。

いただいた御意見については、氏名又は法人・団体名を公表させていただく場合がありますので、予めご了承ください。

いただいた御意見については、個別に回答はいたしませんので、予めご了承ください。

— お問い合わせ先 —

大臣官房政策課

担当者：戸別所得補償制度推進チーム 東野、千嶋

代表：03-3502-8111(内線3076)

ダイヤルイン：03-6744-1850

FAX：03-6744-1869

詳しくは、こちらのホームページをご覧ください。

http://www.maff.go.jp/j/press/kanbo/kihyo01/091023_1.html

「のうせい News Letter 北海道」は、農林水産省の施策のうち北海道と関係の深い情報を道内の皆様にお知らせするものです。

発行:北海道農政事務所統計企画課

TEL 011-642-5609

FAX 011-642-5944

<http://www.maff.go.jp/hokkaido/>